

# 韮田小学校コンクリートブロック塀改修工事

特記	工事名 韮田小学校コンクリートブロック塀改修工事			承認	管理建築士	印
	図名 表紙	縮尺 -	図番番号 -			
				図面提出日		

# 韮田小学校

図面リスト	
No.	図面名称
A-00	図面リスト
A-01	特記仕様書 1
A-02	特記仕様書 2
A-03	配置図兼仮設計画図・付近見取図
A-04	全体平面図
A-05	平面図・立面図 1
A-06	平面図・立面図 2
A-07	断面詳細図

特記		工事名	韮田小学校コンクリートブロック塀改修工事		承認	管理建築士	印
		図名	図面リスト	縮尺			
					図面提出日		

工事特記仕様書（改修）

I. 工事名称	新田小学校コンクリートブロック塀改修工事
II. 工事概要	新田小学校
1 工事場所	三重県伊賀市中友田1000
2 敷地面積	— m <sup>2</sup>
3 工事内容	
様名称	コンクリートブロック塀
構造	○B造
建築面積	— m <sup>2</sup>
延べ面積	— m <sup>2</sup>
工事項目	コンクリートブロック塀改修

III. 建築改修工事仕様

- 共通仕様
  - 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版（以下「改修標準仕様書」という。）による。
- 特記仕様
  - 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
  - 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
  - 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																					
一般 共通 事項	① 適用基準等	1) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版） 2) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）																					
	② 施工条件 (1.3.5)	○ 監督員と協議し決定する。 施工可能日 ・ 指定なし ・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり 施工可能時間帯 ・ 指定なし ・ 時 ～ 時 ・ 現場入場 8時40以降 概成工期 ・ 指定なし ・ 年 月 日 ・ 業間・昼休みはグラウンド内の車両通行は出来ない。詳細については別途協議すること。																					
	3 部分引渡し、部分使用	・ 部分引き渡しあり ・ 部分使用あり 指定部分（ ） 時 期（平成 年 月 日～ ） ・ 打合せによる																					
	4 埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・ 発掘調査等の実施あり ・ 発見された場合、発掘調査等の実施あり																					
	⑤ 発生材の処理等 (1.3.12)	・ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き渡しを要するもの ・ 有（ ）</li> <li>特別管理産業廃棄物 ・ 有（ ） 処理方法（ ）</li> <li>現場において再利用を図るもの（ ）</li> <li>再資源化を図るもの ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材</li> </ul>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
	工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
	造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
	基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
	上部構造部分・外装	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																				
	屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
建築設備・内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																					
その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																					
6 建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が50万円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。 また、工事着手前にはJAGICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。																						
7 三重県産業廃棄物税	本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を送付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（manifestoの数量の集計）を超えて請求することはできない。																						
8 電気保安技術者 (1.3.3)	適用する																						
⑨ 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。																						
⑩ 施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による																						

1 1 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ）																																
① 2 建築材料等	<ol style="list-style-type: none"> <li>本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」（最新版）（以下「評価名簿」という。）と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。</li> <li>本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取扱業者から購入するよう努めること。</li> <li>製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督員に提出すること。</li> <li>本工事に使用する木材は、品質が求められる水準以上であれば、「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」やあかね材認証機構が認証する「あかね材」の優先利用に努めること。</li> <li>本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。</li> <li>下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。（認定製品の品名： ）</li> <li>下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。認定製品の品名： ・ 間伐材工事用バリエード ・ 間伐材工事用看板 ・ 間伐材構示板 ・ （ ）</li> </ol>																																
1 3 化学物質の濃度測定 (1.6.9)	<p>測定対象化学物質（●で示したものとす。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>スチレン</th> <th>パジロロペン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>学校・教育施設</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>測定対象室及び測定個所数 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ） 測定方法（ ・ パッシブ法 ・ アクティブ法） 報告書提出部数 2部</p> <p>改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p> <p>低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。</p>	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パジロロペン		学校・教育施設	●		●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●			その他	●	●	●	●	●	
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パジロロペン																										
	学校・教育施設	●		●	●	●	●																										
	住宅	●	●	●	●	●																											
	その他	●	●	●	●	●																											
① 4 特別な材料の工法																																	
① 5 騒音・振動の防止																																	
① 6 工事写真	営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官庁営繕部（平成28年版））に従い撮影する。																																
① 7 完成図等 (1.8.2)	作成する（ ○ 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ （ ）） 完成図作図範囲（配置図、平面図、立面図、断面図、仕上等） 完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかわる使用権は発注者に移譲するものとする。																																
① 8 完成写真	デジタルカメラで撮影し、全てA版相当サイズで印刷する。（A4版用紙に1ページあたり3枚） 1部 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。 ・ アルミ（大きき335mm×290mm程度、カラー） 1部																																
1 9 電子納品	工事写真は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき電子媒体も提出すること。（提出部数 ・ 3部 ・ 部） 工事完成図書は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」に基づき電子媒体も提出すること。（提出部数 ・ 3部 ・ 部）																																
2 0 設備工事との取合い	<p>施工範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強</li> <li>図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強</li> <li>自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強</li> <li>駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び 操作スイッチ</li> </ul> <p>施工図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。</li> </ul> <p>工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。</p>																																
② 1 既存部分等への処置 (1.3.13)																																	
② 2 事故の発生時	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。																																
2 3 市内企業優先使用	本工事中において、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方は伊賀市内に本店（建設法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。																																
2 4 総合評価方式	本工事で提案不履行があった場合は、本工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。																																
② 9 不当介入を受けた場合の措置	暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第1号）を受けた場合の措置について 1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第1号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。																																
2 6 消防関係の手続き	<ol style="list-style-type: none"> <li>消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・ 本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事</li> <li>防火対象物使用開始届出書書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。</li> </ol>																																
2 7 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	<ol style="list-style-type: none"> <li>現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。</li> <li>検査終了後の期間 検査完成後、検査が終了（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。</li> </ol>																																

2 8 工事の一時中止	工事の一時中止の取り扱いについては「工事の一時中止のガイドライン（案）」（平成27年6月 国土交通省）による。 三重県建設工事契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。																																					
2 9 建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重	建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 V0=34 m/s 地表面粗度区分（ ・ II ・ III） 積雪区分（ ）cm																																					
② 0 その他（繰越工期）	工事期間は、繰越手続きが完了後、総工期60日間に変更します。																																					
② 仮設工事	① 足場 (2.2.1) (表2.2.1)	設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場の種別 ・ ・ 足場板 ・ （ ） 外部足場の種別 ○（ 脚立 ） 防護シート等による養生 ・ 適用する ・ 適用しない																																				
	② 既存部分の養生 (2.3.1)	既存部分の養生 ・ 図示（図面番号： ） 既存ブライント・カーテンの養生 養生方法（ ・ 保管場所 ・ 構内既存施設内 固定された備品、机、ロッカーの移動 ・ 行う ・ 行わない																																				
	3 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	屋内の仮設間仕切り ・ A種 ・ B種 ・ C種 合板 厚さ ・ 9mm ・ （ ） せっこうボード 厚さ ・ 9.5mm ・ （ ） 合板又は石こうボードの塗装 ・ 行う ・ 行わない 仮設扉 設置箇所 ・ 図示（図面番号： ） 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種																																				
	4 監督員事務所 (2.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>構内建物内の一部を使用する。</li> <li>設置する 監督員事務所の規模(単位:m)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用規模</th> <th>10程度</th> <th>20程度</th> <th>35程度</th> <th>65程度</th> <th>100程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">監督員事務所の仕上げ</td> </tr> <tr> <td>部 位 等</td> <td colspan="5">仕 上 げ</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td colspan="5">合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td colspan="5">合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td colspan="5">装浴融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td> </tr> </tbody> </table>	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	監督員事務所の仕上げ						部 位 等	仕 上 げ					床	合板張り又はビニール床シート張り					内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り					屋根	装浴融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り				
	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																
監督員事務所の仕上げ																																						
部 位 等	仕 上 げ																																					
床	合板張り又はビニール床シート張り																																					
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り																																					
屋根	装浴融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																					
5 監督員事務所の備品等 (2.4.1) (b)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類ロッカー</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除具</th> <th>受注者加入電話 FAX</th> <th>冷暖房機器</th> <th>インターネット</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台	
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																	
数量	組	台	個	個	個																																	
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																	
数量	足	着	個	個	台																																	
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																	
数量	個	個	台	台	台																																	
⑥ 仮設便所	構内既存の施設 ・ 利用できる ○ 利用できない																																					
⑦ 工事用水	構内既存の施設 ○ 利用できる（ ○ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない																																					
⑧ 工事用電力	構内既存の施設 ○ 利用できる（ ○ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。																																					
⑨ 交通誘導警備員	配置 ・ 図示（図面番号： ） ○ 1人																																					

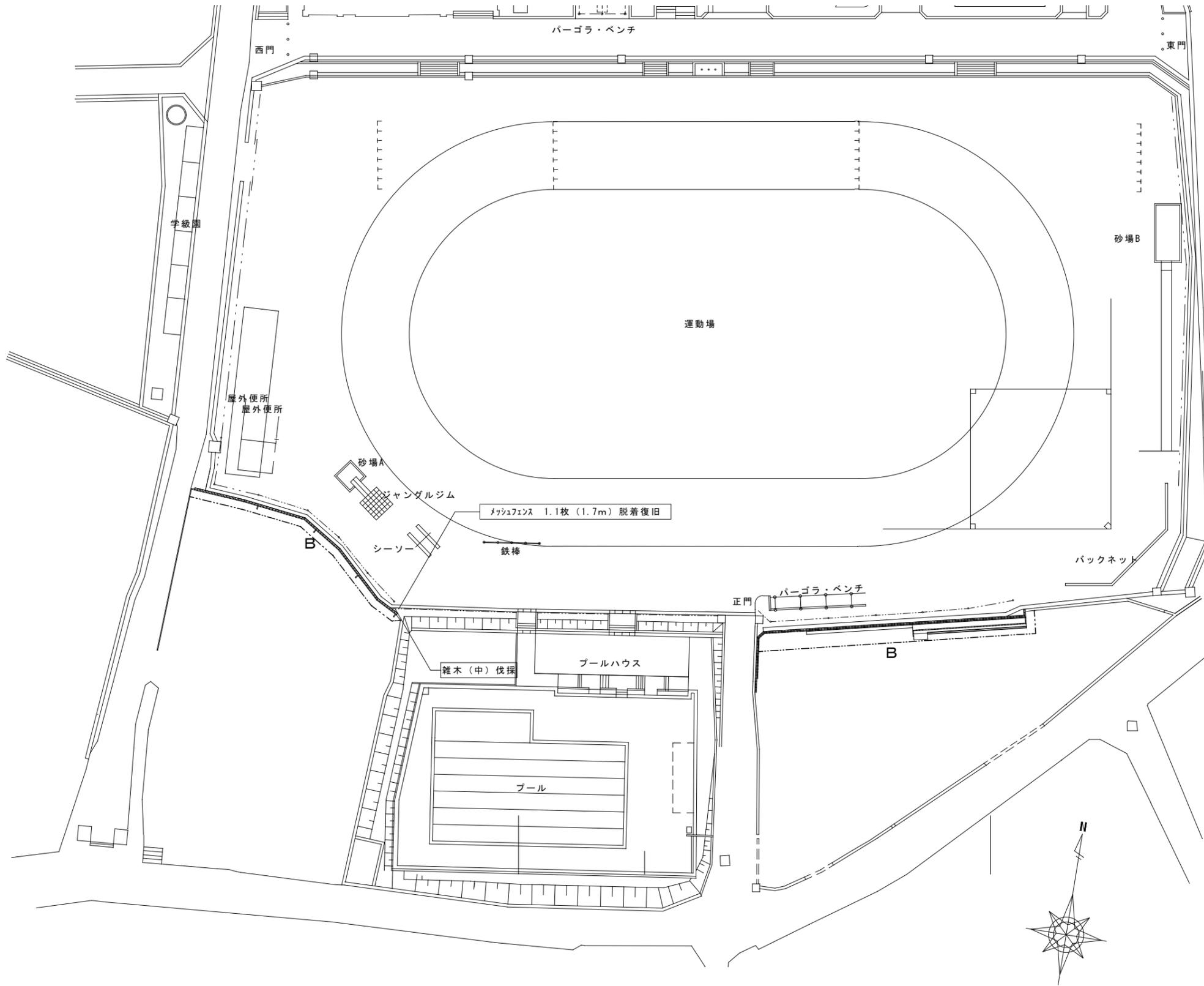
特記	工事名	図名	縮尺	図面番号	承認	管理建築士	印
	新田小学校コンクリートブロック塀改修工事	特記仕様書 1	N S	A - O 1			
					図面提出日		

④ 外壁改修工事

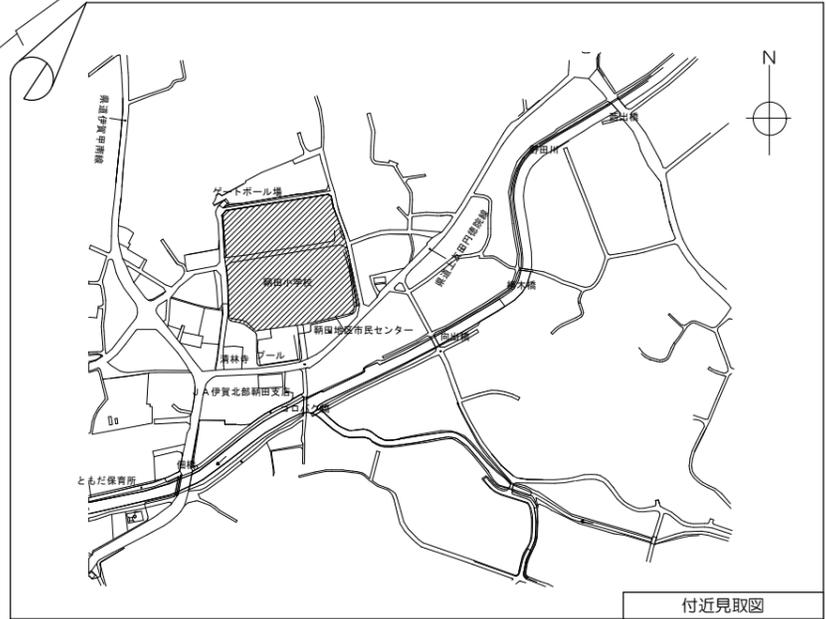
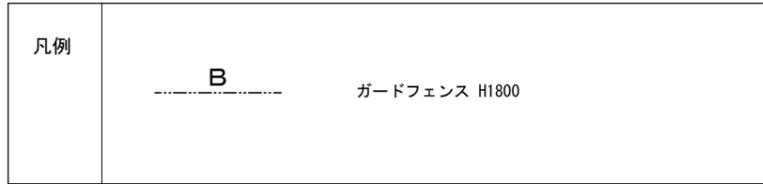
1 施工数量調査	・ 行う ・ 行わない	調査範囲 ・ 全面 ・ ( )	調査項目 ・ ひび割れ部 ( ・ 幅0.2mm ・ 0.2mm~1.0mm ・ 1.0mm以上)	・ はがれ及びはく落部分	調査方法 ・ 打診、目視及びクラックスケール等 ( ・ 足場 ・ Gondola)	報告書 2部 (立面図等に記載、必要に応じて写真添付)
	2 改修工法の種類 (4.1.4) (4.1.5)	外壁	種類	改修工法		
・ コンクリート打放し 仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法	欠損部	・ 充填工法		
	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法	欠損部	・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法		
・ モルタル塗り仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法	欠損部	・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法		
	浮き部	・ アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法	浮き部	・ アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法		
・ タイル張り仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法	欠損部	・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法		
	浮き部	・ アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ エポキシ樹脂注入タイル固定工法 ・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法	目地	・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮目地改修工法		
・ 塗り仕上げ外壁	新規仕上げ	・ 薄付け仕上塗材塗り ・ 厚付け仕上塗材塗り ・ 複層仕上塗材塗り ・ 可とう形改修用仕上塗材塗り ・ 各種塗料塗り ・ マスチック塗材塗り				
3 改修工法等 (4.2.2)(a) (4.3.4) (4.4.5) (4.5.5)	・ 樹脂注入工法 種類 ・ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 注入力 ( ) 注入口間隔 ( ) ・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 注入力 ( ) 注入口間隔 ( ) ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法 注入力 ( ) 注入口間隔 ( ) 材料 エポキシ樹脂JIS A6024 (建築補修用注入エポキシ樹脂) ・ 低粘度形 ・ 中粘度形 コア抜き検査 ・ 行う ・ 行わない ・ 抜き回数 ( ) ・ 抜き部分補修方法 ( )					
(4.2.2)(b) (4.3.5) (4.4.6) (4.5.6)	・ Uカットシール材充填工法 材料 ・ シーリング用材充填 ( ・ PU-1 ・ PU-2 ・ ( ) ) ・ 可とう性エポキシ樹脂充填 シーリング材の上にポリマーセメントモルタル充填 ・ 行う ・ 行わない					
(4.2.2)(c) (4.3.6) (4.4.7)	・ シール工法 材料 ・ バテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂					
(4.2.2)(d) (4.3.7) (4.4.8)	・ 充填工法 材料 ・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル					
(4.2.2)(g) (4.4.9)	・ モルタル塗替え工法 材料 ・ 既製目地材の適用及び形状 ( ) 仕上げ厚 ( )					
(4.2.2)(e) (4.4.10) (図4.4.1)	・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数 ・ 標準 ・ ( ) 材料 ・ ステンレス鋼 (SUS304) ・ ( )					
(4.2.2)(e) (4.4.11) (図4.4.2)	・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・ ( ) 材料 ・ ステンレス鋼 (SUS304) ・ ( )					

(4.2.2)(e) (4.4.12) (図4.4.2)	・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・ ( ) 材料 ・ ステンレス鋼 (SUS304) ・ ( )				
(4.2.2)(f) (4.4.13) (図4.4.3)	・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 注入口付アンカーピンの本数 ・ 標準 ・ ( ) 材料 ・ ステンレス鋼 (SUS304) ・ ( ) 呼び径 ・ 6mm ・ ( )				
(4.2.2)(f) (4.4.14) (図4.4.4)	・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 注入口付アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・ ( ) 材料 ・ ステンレス鋼 (SUS304) ・ ( ) 呼び径 ・ 6mm ・ ( )				
(4.2.2)(f) (4.4.15) (図4.4.4)	・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 注入口付アンカーピンの本数及び注入口の配置 ・ 標準 ・ ( ) 材料 ・ ポリマーセメントスラリー ( ) ・ 注入口付アンカーピン ( ・ ステンレス鋼 (SUS304) ・ ( ) ) 呼び径 ・ 6mm ・ ( )				
(4.2.2)(h) (4.5.7)	・ タイル部分張替え工法 材料 ・ ポリマーセメントモルタル				
・ 変成シリコン樹脂、エポキシ樹脂、ポリウレタン樹脂					
施工箇所	形状寸法	工法	用途による区分	区分 I類(磁器) II類(せつ器) III類(陶器)	役物 標準・特注色 耐凍害 性有無
・ 役物 ( ・ 一体成形 ・ 接着加工) ・ 試験張り ・ 行う ・ 行わない ・ 見本焼き ・ 行う ・ 行わない					
(4.2.2)(h) (4.5.8) (表4.5.4)	・ タイル張替え工法 タイルの種類	タイルの大きさ	工法	塗り厚 (mm)	
・ 外装 タイル	小口以上二丁掛け以下		・ 密着張り	5~8	
			・ 改良積み上げ張り	4~7	
・ ユニットタイル	・ 25mm角を超え小口未満 ・ 小口未満		・ 改良圧着張り	下地側 4~6 タイル側 3~4	
			・ マスク張り	3~4	
			・ モザイクタイル貼り	3~5	
(4.5.15)	・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法 注入口付アンカーピンの本数 ( 本)				
(4.2.2)(h) (4.5.16)	・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮調整目地改修工法 伸縮調整目地 (位置 寸法 × ) 検査 シーリング接着性試験 ・ 行う ( ・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験)				
4 塗り仕上げ (4.2.2)(j) (表4.2.4(その1) (その2))	種 類	呼び名	仕上げ形状	工法	
薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材E	( )	・ 砂壁状	吹付け	
			・ ゆず肌状	吹付け	
厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C	( )	・ 平たん状	こて	
			・ 凹凸状	こて	
複層仕上塗材	・ 外装厚塗材Si ・ 外装厚塗材E	( )	・ 吹付け	吹付け	
			・ 凸部処理	吹付け	
可とう形改修用 仕上塗材	・ 複層塗材E ・ 複層塗材RE ・ 防水形複層塗材E ・ 防水形複層塗材RE ・ ( )	( )	・ ゆず肌状	ローラー	
			・ 凸部処理	吹付け	
・ 外装厚塗Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合 材所要量 ( kg/m2)	・ マスチック塗材塗り ・ A種 ・ B種 仕上材塗り ( )	( )	・ 平たん状	ローラー	
			・ さざ波状	吹付け	
			・ ゆず肌状	吹付け	

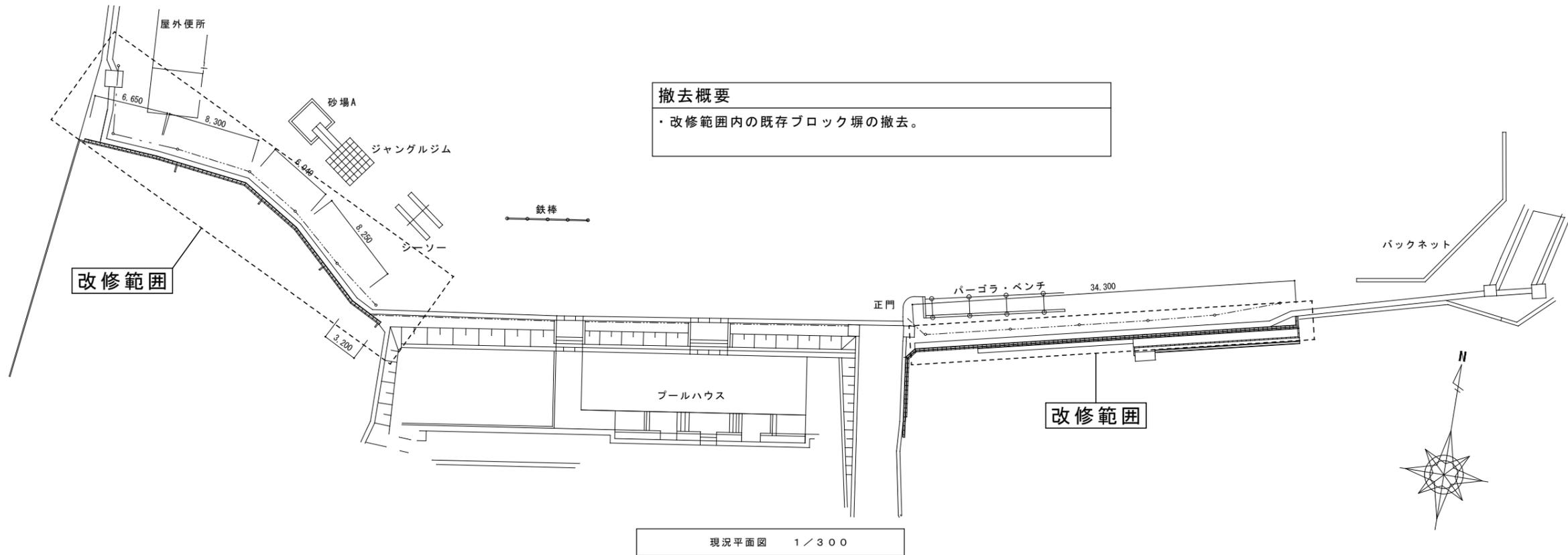
(表4.2.5)	複層仕上塗材の上塗材の種類		
・ アクリル系	樹脂種類	溶媒種類	外 観
	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	
・ シリカ系	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無	
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無	
・ ポリウレタン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無	
・ アクリル シリコン系	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無	
	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	
・ ふっ素系	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無	
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無	
(注) 艶無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。			
(4.6.3)	既存塗膜等の除去及び下地処理		
・ サンダー工法	工法	処理範囲	
	・ 高圧水洗工法		
・ 塗膜はく離工法			
・ 水洗い工法			
・ テックブラシ			
・ 高圧ポンプ			
(4.6.4)	下地調整		
・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・ ( )			
(4.6.3)(b)	既製目地材 ・ 使用する (形状 : ) 床の目地 ・ 図示 (図面番号 : )		
1.5 タイル張り (6.16.2) (6.16.3)	伸縮調整目地 位置 ・ 図示 (図面番号 : )		
(6.16.3)(b)	試験張り ・ 行う ・ 行わない 見本焼き ・ 行う ・ 行わない		
特記	工事名 新田小学校コンクリートブロック塀改修工事	承認	管理建築士 印
	図名 特記仕様書 2	縮尺 N S	図面番号 A-02
		図面提出日	



**一留意事項一**  
 ※1) 進入路が狭いので通行に注意すること。  
 ※2) 仮設計画や作業員の駐車スペースは監督と協議の上、決定すること。  
 ※3) 必要に応じて適切な路面等の養生を行うこと。



特記	工事名	新田小学校コンクリートブロック塀改修工事			承認	管理建築士	印
	図名	配置図 兼 仮設計画図・付近見取図	縮尺 1/400 (A2) 1/564 (A3)	図番 A-03			
	図番提出日						

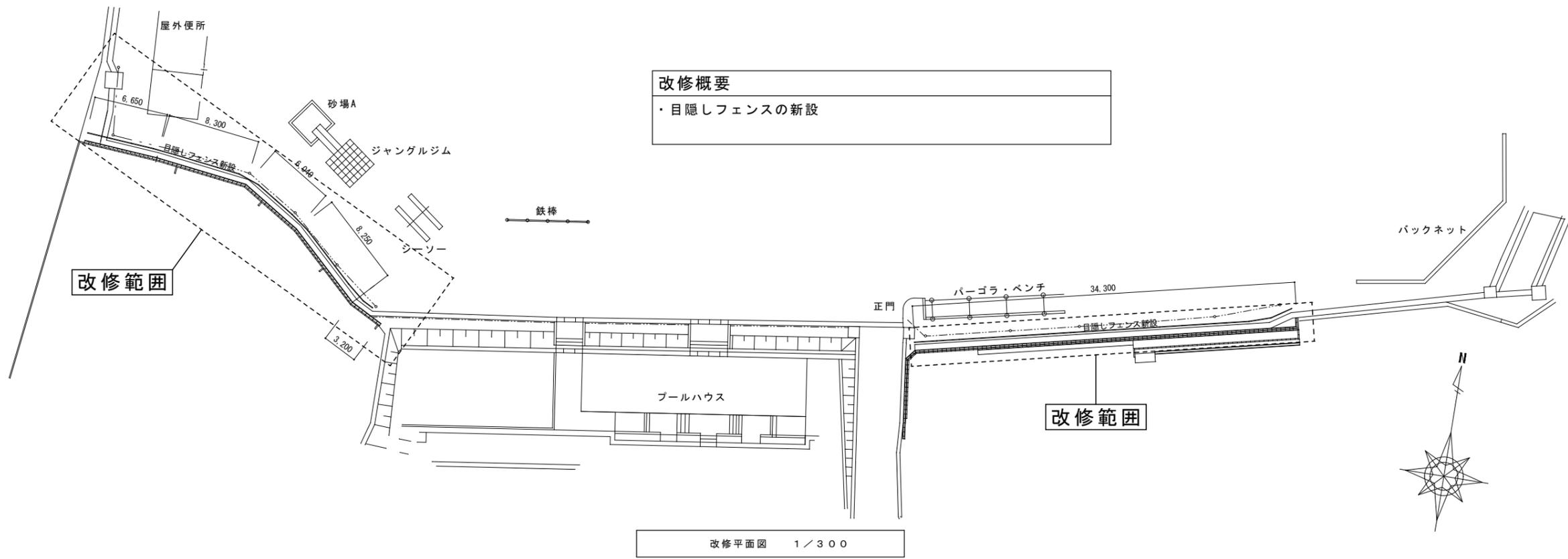


**撤去概要**  
 ・改修範囲内の既存ブロック塀の撤去。

現況平面図 1/300

現況  
↓  
改修

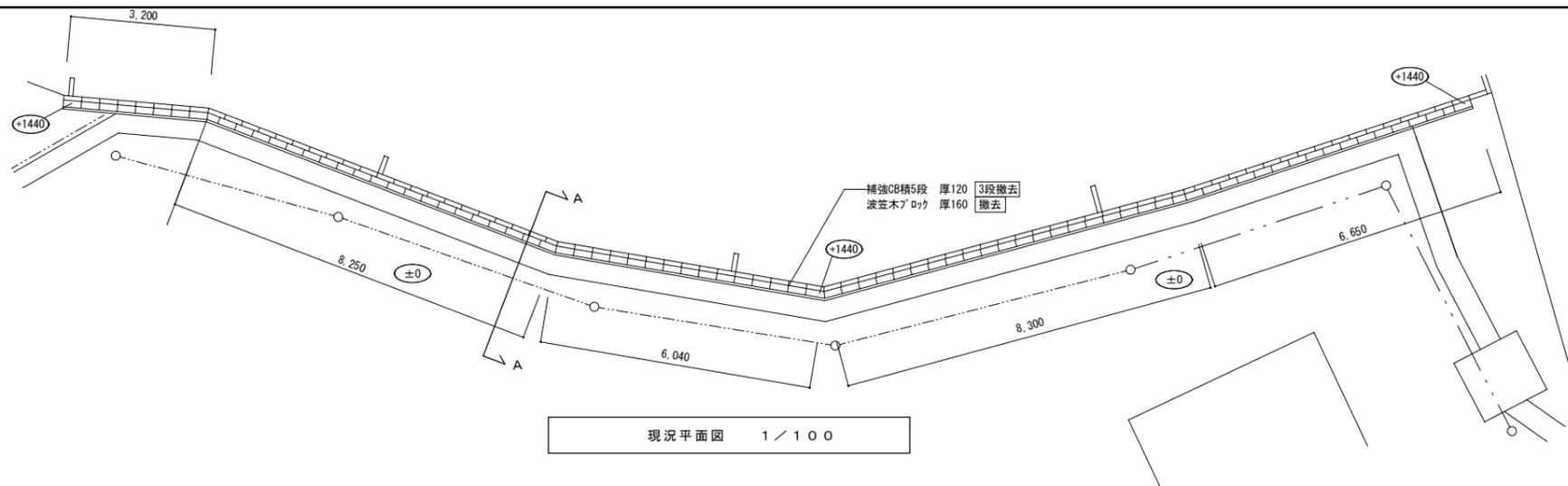
現況  
↓  
改修



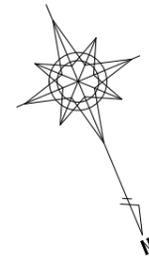
**改修概要**  
 ・目隠しフェンスの新設

改修平面図 1/300

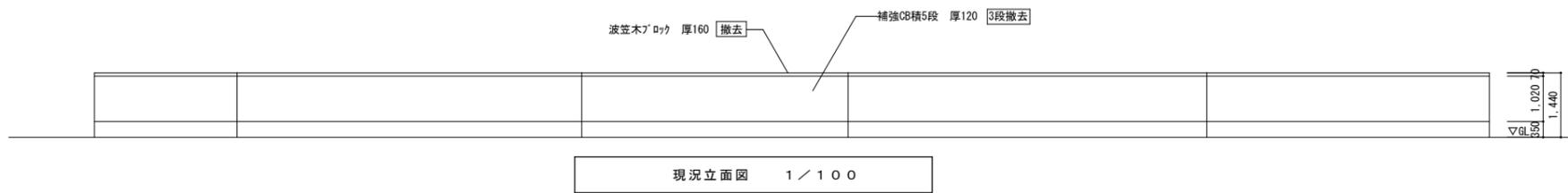
特記	工事名 新田小学校コンクリートブロック塀改修工事			承認	管理建築士	印
	図名 (新田小学校) 全体平面図	縮尺 1/300 (A2) 1/423 (A3)	図面番号 A-04			
				図面提出日		



現況平面図 1/100



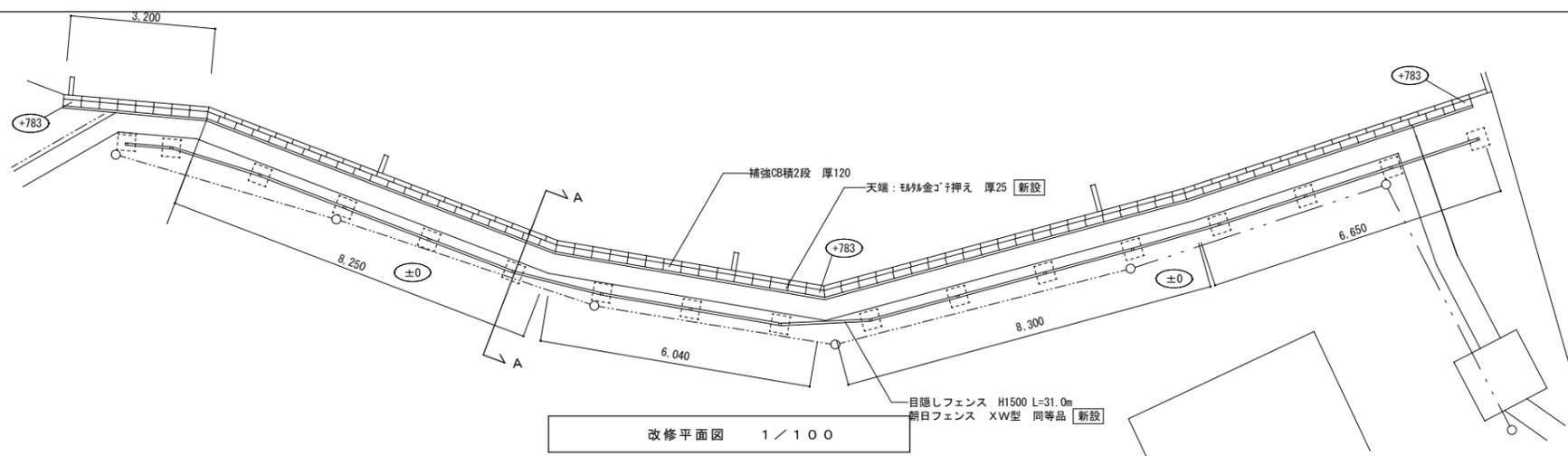
<凡例>  
 ■ 撤去範囲を示す。  
 ○ F.L表記



現況立面図 1/100

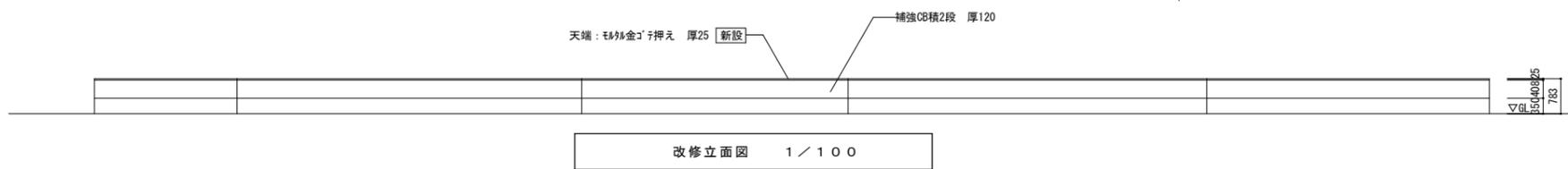
現況  
↓  
改修

現況  
↓  
改修

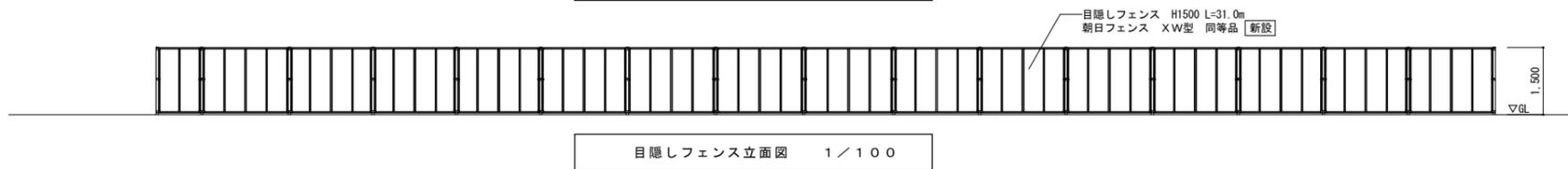


改修平面図 1/100

<凡例>  
 ○ F.L表記

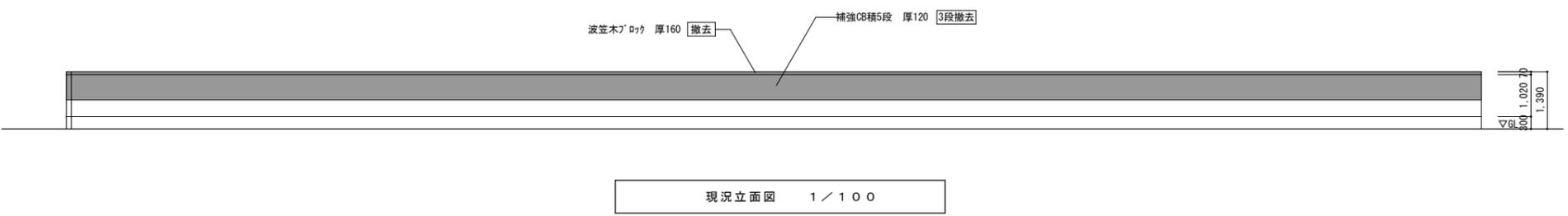
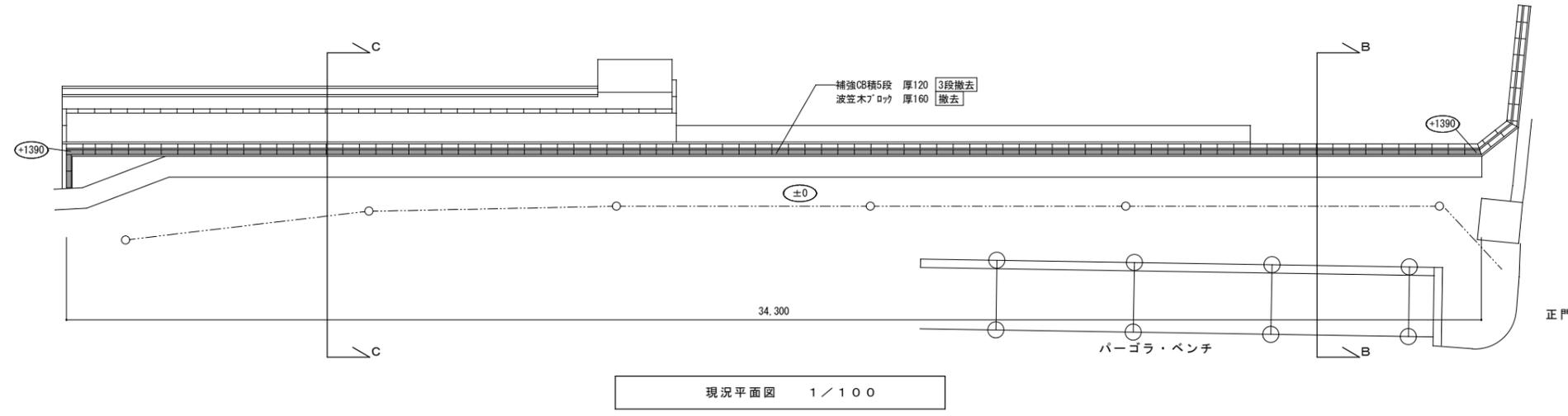


改修立面図 1/100



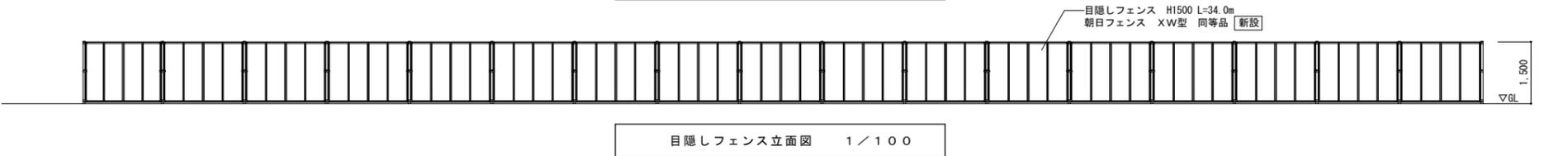
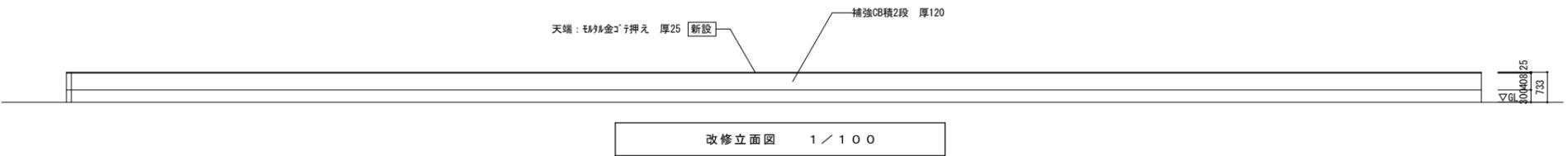
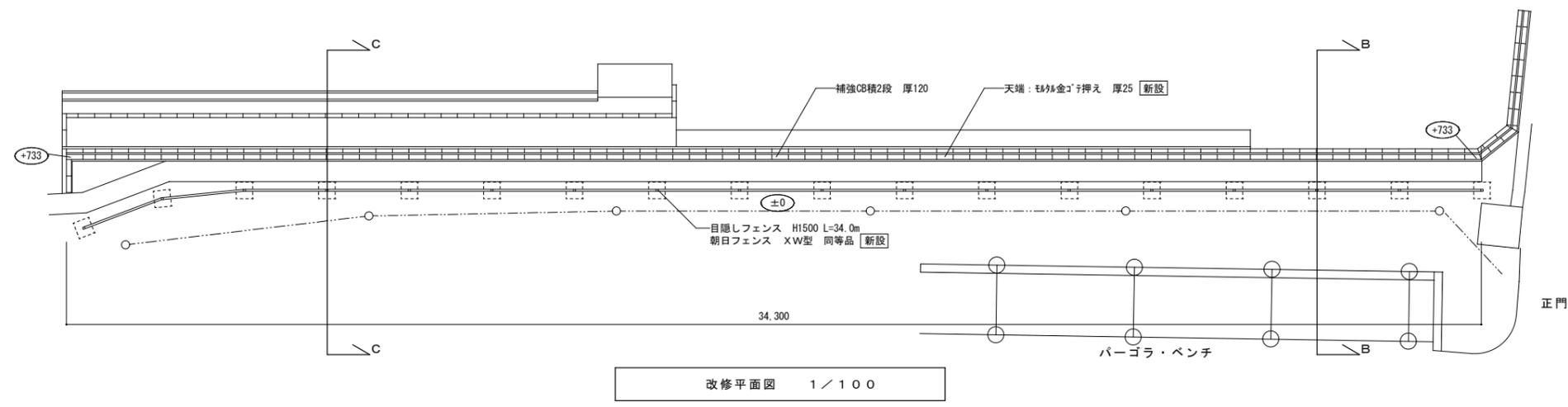
目隠しフェンス立面図 1/100

特記	工事名 新田小学校コンクリートブロック塀改修工事			承認	管理建築士	印
	図名 (新田小学校) 平面図・立面図 1	縮尺 1/100 (A2) 1/141 (A3)	図番 A-05			
				図面提出日		

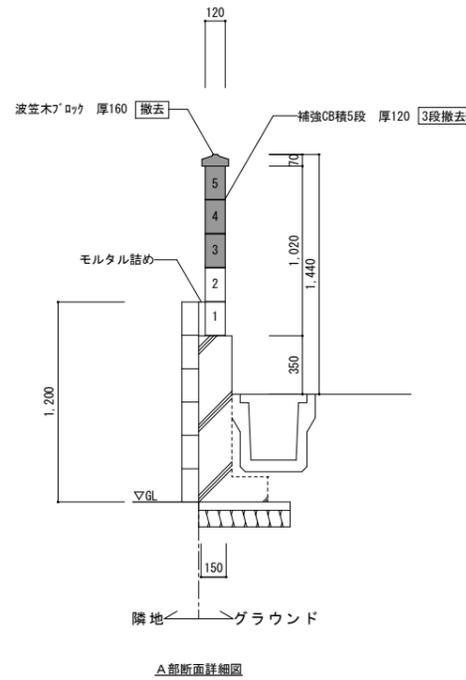


現況  
↓  
改修

現況  
↓  
改修

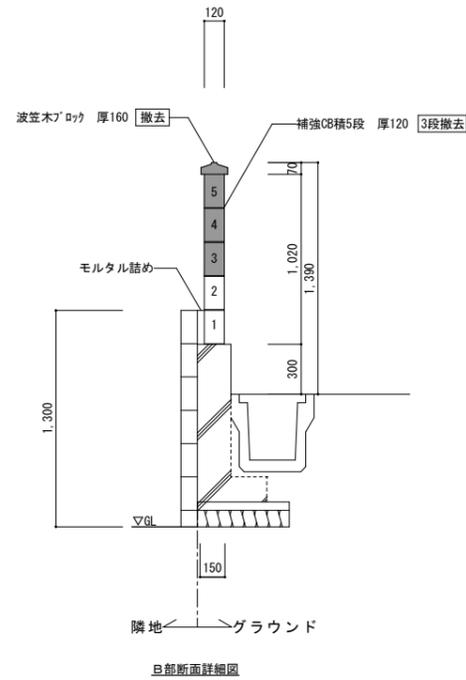


特記	工事名 荻田小学校コンクリートブロック塀改修工事			承認	管理建築士	印
	図名 (荻田小学校) 平面図・立面図2	縮尺 1/100 (A2) 1/141 (A3)	図番番号 A-06			
				図面提出日		



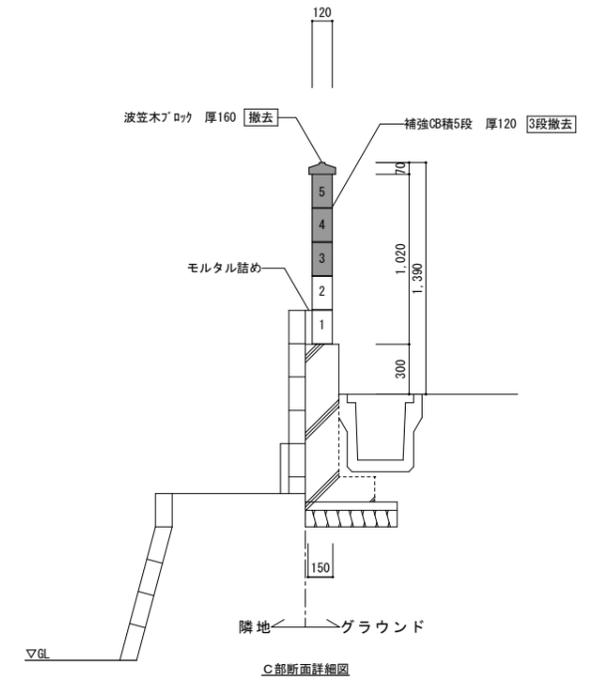
A部断面詳細図

現況断面詳細図 1 / 3 0



B部断面詳細図

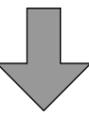
現況断面詳細図 1 / 3 0



C部断面詳細図

< 凡例 >  
 ■ 撤去範囲を示す。

現況

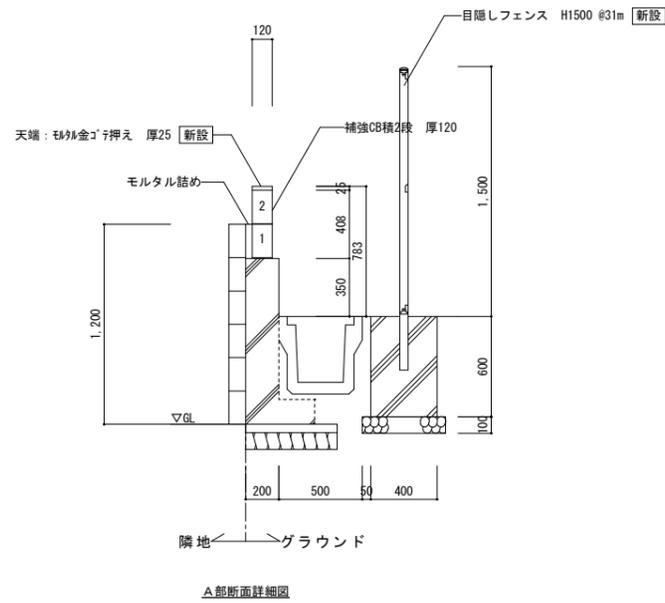


改修

現況

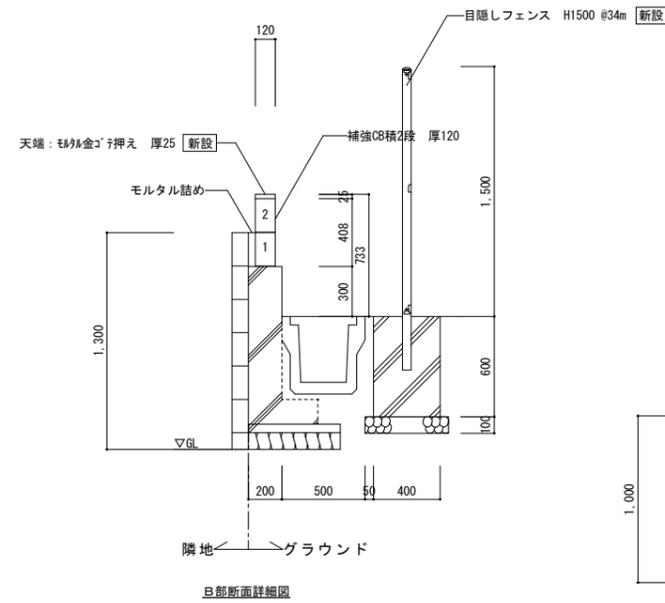


改修



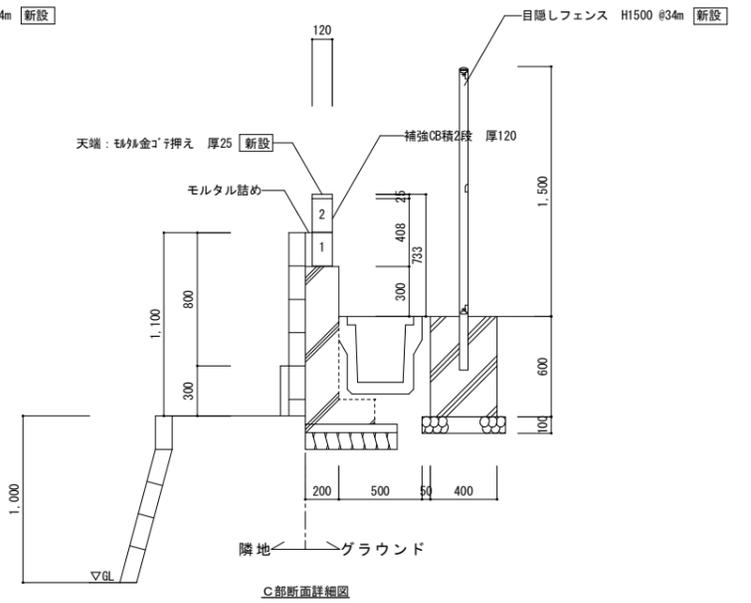
A部断面詳細図

改修断面詳細図 1 / 3 0



B部断面詳細図

改修断面詳細図 1 / 3 0



C部断面詳細図

特記	工事名 荻田小学校コンクリートブロック塀改修工事			承認	管理建築士	印
	図名 (荻田小学校) 断面詳細図	縮尺 1/30 (A2) 1/42 (A3)	図面番号 A-07			
				図面提出日		